

市町村合併

18

米子市との合併協議会設置

米子市議会可決 会見町議会否決

合併協議会設置請求書の提出から現在までの経過

(十月十日現在)

合併協議会設置請求書の提出

八月十五日(金)「米子市を合併対象市町村とする合併協議会設置を求める会(代表:山本倭子さん、武田健さん、池田和雄さん、矢野俊明さん)」が、米子市との合併協議会の設置を求めて、会見町長に「米

九月十九日(金)会見町議会で提案、九月二十四日(水)否決されました。

米子市議会で可決、会見町議会で否決となったため、合併協議会設置については、会見町長が住民投票を実施するとした場合、十日以内に限り請求でき、三日以内に公表します。実施しないとした場合は、有権者の六分の二(五百六十一人)以上の署名をもって住民投票実施を請求することができます。

投票実施請求代表者証明書

交付申請書の提出

子市を合併対象市町村とする合併協議会設置請求書」を提出されました。これを受けて、米子市議会、会見町議会でそれぞれ付議されました。

米子市議会で可決

九月十日(水)米子市議会で、合併協議会設置について提案、即日可決されました。

会見町議会で否決

会見町長が住民投票を実施しないとしたため、十月八日(水)山本倭子さん、武田健さん、池田和雄さん、矢野俊明さんを代表者とする投票実施請求代表者証明書交付申請書が提出されました。会見町選挙管理委員会はこれを受理し、四人を代表者とする証明書を発行しました。これにより、この日から署名活動を行うことができるようになりました。

署名活動禁止期間

十月十日(金)衆議院が解散し、十一月九日(日)に総選挙を行うことになったため、十月十一日から十一月九日まで、署名活動は禁止となりました。

署名期間

十月八日(水)

署名可能期間

十月十日(金)

(衆議院解散)

十月十一日(土)

署名禁止期間

十一月九日(日)

衆議院議員総選挙投票日

十一月十日(月)

署名可能期間

十二月七日(日)

署名可能期間終了

※あくまでも署名可能期間であり、この期間までに署名活動を終了して、会見町選挙管理委員会に署名簿を提出することも可能です。